

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 松江市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.5%
全職員	65.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.1%
本庁課長相当職	98.7%
本庁課長補佐相当職	94.8%
本庁係長相当職	94.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.4%
31～35年	98.6%
26～30年	94.5%
21～25年	91.8%
16～20年	89.9%
11～15年	90.2%
6～10年	81.8%
1～5年	90.7%

【説明欄】

- ・性別ごとに「全職員」に対する「任期の定めのない常勤職員」の割合が、男性は68.3%、女性は34.9%となっている。女性は、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」である会計年度任用職員の比率が高く、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・扶養手当については男性の支給額が多い（対男性比：28.9%）。
- ・時間外勤務手当については、男性の支給額が多い（対男性比：75.8%）
- ・特殊勤務手当及び休日勤務手当については、消防職員に対する支給額が多い。消防職員は男性が多く、特殊勤務手当及び休日勤務手当については男性の支給額が多い。
(対男性比：特殊勤務手当17.0%、休日勤務手当8.6%)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。